

北見市スポーツ指導者養成費補助金交付要綱に基づく支給基準

北見市スポーツ指導者養成費補助金交付要綱 第3条による補助金の支給基準を次のとおり定める。

対象とする資格	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本スポーツ協会 及び その加盟団体が認定するもの ・日本レクリエーション協会 及び その加盟団体が認定するもの ・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 及び その加盟団体が認定するもの ・スポーツなどに関する公益法人などが認定するもの
対象とする指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・新規資格取得者 → 初めての指導資格・ライセンスの取得を目指す者 ・有資格指導者 → さらなる上級資格・ライセンスの取得を目指す者 <p>※端野町体育振興会、留辺蘂町体育振興会の補助制度との併用（重複）は認めない</p>
対象とする経費	<ul style="list-style-type: none"> ・認定資格取得のために係る経費 → 交通費、宿泊費、認定資格登録料の実費負担分の5割以内を補助 ・認定資格取得のため受講が義務付けられた講習会などの参加に係る経費 → 交通費、宿泊費、講習会など参加料の実費負担分の5割以内を補助
補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得（合格）した者にのみ補助する ・各認定資格1人当たりの支給額の上限を60,000円とする ・補助は、同一人物に対し、2年度連続では行わない ・補助は、同一種目1人2回までとし、所属団体内では各年度2人までとする → 同一種目の資格に対する補助は、1回目の補助を受けてから4年度を経過した後、さらに上級資格・ライセンスを取得した場合に2回目の補助を行う
支給の条件	<p>(1) 指導者登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者は、北見市スポーツリーダーバンクに登録し、市民からの派遣要請に応じること
	<p>(2) 成果の還元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属団体は、交付決定後6ヶ月以内に自らが主催者または運営者となり、教育委員会が後援する「スポーツ教室・体験会」などを開催し、競技力向上などに努めること → 1名補助の場合 = 2回（2日）、2名補助の場合 = 4回（4日） → 企画から会場予約、受講者受付、スポーツ傷害保険加入など運営全般を担う
	<p>(3) 地域スポーツ振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者は、北見市スポーツ協力員の委嘱を承諾し、北見市スポーツ推進委員の補佐役として活動すること

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

この基準は、平成29年4月1日から施行する。